

# 萬年青

公益社団法人 札幌東法人会広報誌 萬年青（おもと）



健全な経営、正しい納税、社会に貢献

64号



公益社団法人

**札幌東法人会**

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/sapporohigashi/>

2017年7月 発行：札幌東法人会





〔税金は毎日の生活の中で、どのように役立っているのかということを小学生の皆さんに  
知っていただき、理解と関心を深めていただくことを目的として実施いたします。〕

#### 1 テーマ

税に関する絵(税金で作られている建物、施設、税金などで購入されている物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

#### 2 応募資格

小学校 高学年(4年生～6年生)児童1人につき1点とします。

#### 3 応募方法

官製はがき、専用はがき(事務局までご連絡いただけましたら必要数お送り致します)に税に関する絵を描いて8月31日までに応募ください。(表面に氏名・住所・電話番号・学校名(学年)を記入ください)

※描画素材は問いません。文字や標語などの書入れも可とします。

- 入選作品は応募者全員の中から公正に審査を行い選定いたします。
- 審査結果は、ホームページ、広報誌にて発表するとともに、ご本人または学校に通知致します。
- 優秀作品の表彰・作品展を開催致します。

**平成29年10月1日(日) 札幌駅前地下歩行空間**

## 2016受賞作品



平成28年度女性部会長賞  
札幌市立川北小学校6年生



平成28年度札幌東税務署長賞  
札幌市立東白石小学校6年生



平成28年度札幌5連協会長賞  
札幌市立東白石小学校6年生

(注) 応募作品に関する権利は、主催者である法人会に帰属します。なお、応募作品の返却は致しませんのでご了承願います。応募者の個人情報は入選者等の連絡や表彰状の送付、作品展示など、「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用致します。

## 【札幌東法人会 広報 もくじ】

表紙	①
税に関する絵はがきコンクール 作品応募要項	②
もくじ	③
消費税の軽減税率制度が実施されます	④
平成29年度研修会・講演会のご案内	⑧
平成29年度 通常総会開催	⑨
事務局からのお知らせ	⑩
税制改正 提言全道大会・ 社会貢献活動の案内	⑪
日本政策金融公庫からのお知らせ	⑫

## 【表紙の写真】

## ふれあい広場あつべつ

新さっぽろ駅周辺地区は厚別区の中心として、多くの人が集まる環境にあり、地下鉄やJRの駅、バスターミナル等、交通の拠点ともなっています。この厚別副都心地区にある、「ふれあい広場あつべつ」で、今年も7月28日・29日に、第28回厚別区民祭りが開催されます。両日、科学館前のテントで揚げたてコロッケのチャリティ販売を行いますので、ご来場の際にはぜひお立ち寄りください。



## ●法人会シンボルマーク

中央の円は「法人会」のコア(核)である「よき経営者をめざすものの団体」をあらわしています。そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字 "h" に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを力強く象徴しています。

## ●けんた

「いぬ」は、チームで行動し、人間のパートナーとしてのイメージが強く、身近な存在。法人会のメイン活動の一つである「社会貢献」の「献」 = 「ケン」 = 「犬」と結びつくことから親しみやすいキャラクターとしてオリジナルのデザインを作成。愛称は、機関紙「ほうじん」誌上で公募し、応募総数329点の中から選ばれました。「けんた」は、全国各地の法人会の広報やラッピングバス、鉛筆やノートなど数種のオリジナルグッズなどに使用されており、さまざまな場面で活躍しています。

平成31年  
10月1日～

# 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月  
国税庁  
(平成28年11月改訂)

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 1.76%） <sup>(注)</sup> 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 ・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等 <sup>(注1)</sup> の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等 <sup>(注2)</sup> の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <sup>(注) 1</sup> 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 <sup>2</sup> 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。
税額の計算	・ 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ・ 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

## ※消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

## ～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

## 課税事業者の方

- ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり  
例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパー・マーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- ・軽減税率対象品目の仕入れのみあり  
例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- ①発行する請求書等は区分記載請求書等へ  
②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）  
③申告時の税額計算  
※仕入れのみの場合は②と③

- 1 軽減税率の対象となる品目  
2 帳簿及び請求書等の記載と保存  
3 税額計算の特例  
をご覧ください。

## 免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 1 軽減税率の対象となる品目  
2 帳簿及び請求書等の記載と保存  
をご覧ください。

## 1 軽減税率の対象となる品目

## 課税事業者・免税事業者の方

## 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

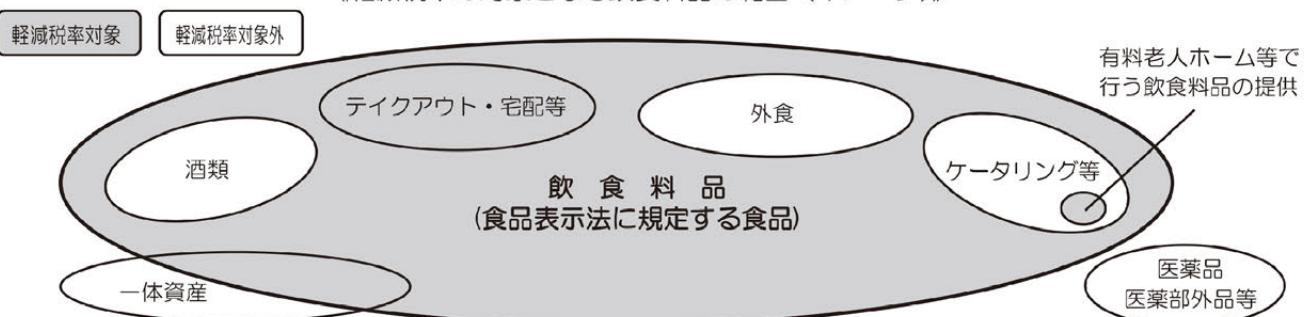
詳細は次ページ

## 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

## 1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



#### 主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

## 2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

- (注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。  
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

### 《区分記載請求書等の記載例》

○○御中		
<b>請求書</b>		
平成31年11月分 87,200円（税込）		
11/1	牛肉	5,400円
11/3	小麦粉	2,160円
:	:	
11/27	しょうゆ	3,240円
11/30	ビール	6,600円
合計		87,200円
		(10%対象 44,000円)
		(8%対象 43,200円)
△△(株)		
「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。		

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

#### （参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

### 3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなります。売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※ 平成28年11月の税制改正により、

- ① 適用対象となる期間が変更されました。
- ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

#### 売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる 卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な 中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <b>小売等軽減仕入割合</b>  <math display="block">= \frac{\text{卸売業・小売業に係る}}{\text{軽減税率対象品目の仕入額(税込み)}} \times \text{卸売業・小売業に係る仕入総額(税込み)}</math> </div>	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <b>軽減売上割合</b>  <math display="block">= \frac{\text{通常の連続する10営業日の}}{\text{軽減税率対象品目の売上額(税込み)}} \times \text{通常の連続する10営業日の売上総額(税込み)}</math> </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算  （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

#### 仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <b>小売等軽減売上割合</b>  <math display="block">= \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額(税込み)}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額(税込み)}}</math> </div>	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能  (参考)原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ 平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間 ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	
	以下の課税期間に適用可能 平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間 ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能	

## 4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、

課税事業者・免税事業者の方

- 「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。
- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）  
（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から  
「平成35年10月1日」に変更されました。

### 免税事業者等からの 課税仕入れに係る 経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期間	割合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

### 《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先是国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

### 《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

#### 1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援<sup>(注)</sup>

※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>  
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

#### 2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備

※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

(注) 軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

### 《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

## 平成29年 研修会・講習会日程

開催日時	研修課題	講師	会場	受講料	
				会員	非会員
<b>札幌5法人会合同セミナー</b>					
1 平成29.7.20[木] 13:30~15:30	補助金・助成金を活用して経営力を高める	中小企業診断士 堰間 霞 氏	北海道経済センター 8階Aホール	3,000 5,000	
2 平成29.8.22[火] 13:30~15:30	税務調査の態様とその対応セミナー	税理士 藤田 勝紀 氏	北海道経済センター 8階Bホール	無料	
3 平成29.9.19[火] 13:30~16:00	横山式シンプルキャッシュフロー計算で資金繰りの勘所をつかむ	財務リスク研究所 代表 横山 悟一 氏	北海道経済センター 8階Bホール	3,000 5,000	
4 平成29.10.16[月] 13:30~16:30	法人会企画「事業承継」のポイント 親族・従業員・M&Aの事例から学ぶ	税理士 金子 雅行 氏 税理士 平岡 康志 氏 税理士 北原慎一郎 氏	北海道経済センター 8階Aホール	3,000 5,000	
5 平成29.1.16[火] 13:30~16:30	やさしくわかる総務・庶務の実務	人事サポートプラン 松本 健吾 氏	北海道経済センター 8階Bホール	3,000 5,000	
6 平成30.2.20[火] 10:00~16:00	社会保険と労働保険の実務とポイント	特定社会保険労務士 園部喜 喜美春 氏	北海道経済センター 8階Aホール	3,000 5,000	
7 平成30.3.20[火] 10:00~16:00	ビジネスマナーの基本と実践講座	グレイスマナーズインターナショナル 佐藤 あけみ 氏	北海道経済センター 8階Aホール	3,000 5,000	

**当会ホームページからも  
詳細をご確認いただけます。**

※都合により、開催内容等が変更になる事があります  
※各セミナーの申込み案内は、機関誌「ほうじん」に同封、もしくは随時郵送致します。

### 無料受講券のご案内

会員皆様にはほうじん夏号に同封のうえ無料受講券を配布しております。こちらの受講券を配布しております。こちらの受講券で、当会主催の研修会セミナー等、無料で受講できますので、ぜひご活用ください。

[お問合せ先] 公益社団法人札幌東法人会 [事務局] TEL.011-802-6744



札幌東法人会主催セミナー ※受講料 無料				
1 平成29.9.7[木] 11:00~12:00	消費税の軽減税率制度について	札幌東税務署担当官	ホクノー新札幌ビル B1 会議室	
2 平成29.9.12[火] 13:30~16:30	法人税決算説明会	札幌東税務署担当官	ホクノー新札幌ビル B1 会議室	
3 平成29.9.12[火] 13:30~16:30	新設法人税務研修会	札幌東税務署担当官	ホクノー新札幌ビル B1 会議室	
4 平成29.9.21[木] 17:00~18:30	よろず支援セミナー	中小企業診断士 中野 貴英 氏	アサヒビル園 会議室	
5 平成29.11.15[水] 10:00~12:00 14:00~16:00	年末調整説明会(札幌市) ※午前・午後 2回開催	札幌東税務署担当官 札幌市役所 担当官	北海道経済センター	
6 平成29.11.21[火] 14:00~16:00	年末調整説明会(江別市)	札幌東税務署担当官	未定	
7 平成30.2.6[火] 13:30~16:30	法人税決算説明会	札幌東税務署担当官	ホクノー新札幌ビル B1 会議室	
8 平成30.2.22[木] 13:30~16:30	新設法人税務研修会	札幌東税務署担当官	ホクノー新札幌ビル B1 会議室	

## 平成29年度 通常総会開催

平成29年5月29日(月) ホテルエミシア札幌において、ご来賓4名、会員120名が参加し通常総会が開催された。通常総会後は賛助会員も参加し、和やかに会員交流会がおこなわれた。



**貸借対照表** (平成29年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現 金 預 金	7,192,996	2,881,775	4,311,221
前 払 金	981,410	741,280	240,130
流 動 資 產 合 計	8,174,406	3,623,055	4,551,351
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定 期 預 金	5,000,000	5,000,000	0
基 本 財 產 合 計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	1,298,620	1,021,390	277,230
会館取得引当資産	3,000,000	3,000,000	0
社会貢献活動引当資産	500,000	500,000	0
財政調整引当資産	1,000,000	1,000,000	0
特 定 資 產 合 計	5,798,620	5,521,390	277,230
(3) その他固定資産			
什 器 備 品	37,973	79,395	△41,422
電 話 加 入 権	224,952	224,952	0
敷 金	140,000	0	140,000
その他の固定資産合計	402,925	304,347	98,578
固 定 資 產 合 計	11,201,545	10,825,737	375,808
資 產 合 計	19,375,951	14,448,792	4,927,159
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
前 受 金	0	25,000	△ 25,000
預 り 金	161,284	65,591	95,693
未 払 法 人 税 等	20,000	20,000	0
流 动 负 債 合 計	181,284	110,591	70,693
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,298,620	1,021,390	277,230
固 定 负 債 合 計	1,298,620	1,021,390	277,230
負 債 合 計	1,479,904	1,131,981	347,923
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 基金			
基 金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	17,896,047	13,316,811	4,579,236
一 般 正 味 財 產 合 計	17,896,047	13,316,811	4,579,236
(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	4,500,000	6,077,766	△1,577,766
正 味 財 產 合 計	17,896,047	13,316,811	4,579,236
負債及び正味財産合計	19,375,951	14,448,792	4,927,159

**財産目録** (平成29年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
<b>(流動資産)</b>			
預 金	・普通預金 北洋銀行本店① 北洋銀行本店② 北海道銀行本店 ゆうちょ銀行 札幌信用金庫江別支店 北洋銀行江別中央支店 北海道銀行野幌支店 北陸銀行江別支店 空知信用金庫江別支店	運転資金として	7,192,996 197,577 4,985,252 346,942 742,213 405,073 321,045 44,521 18,994 131,379
	【現金・預金計】		7,192,996
前 払 金	・女性フォーラム参加費		981,410
	【前 払 計】		981,410
<b>流動資産合計</b>			8,174,406
<b>(固定資産)</b>			
基 本 財 產	・北海道銀行本店	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業共用の財源として使用している。	5,000,000 5,000,000
定 期 預 金		【基本財産計】	5,000,000
特 定 資 產	・北洋銀行本店 ・北海道銀行本店 ・北洋銀行本店 ・北洋銀行本店	退職給付引当資産 会館取得引当資産 社会貢献活動引当資産 財政調整引当資産 【特定資産計】	1,298,620 3,000,000 500,000 1,000,000 5,798,620
定 期 預 金			402,925
そ の 他 固 定 資 產	・パソコン(江別支店) ・電話加入権 ・事務所敷金	37,973 224,952 140,000 【その他固定資産】	37,973 224,952 140,000 402,925
<b>固定資産合計</b>			11,201,545
<b>（流动負債）</b>			
預 り 金	・北海道銀行本店 ・社会保険料 ・源泉所得税	厚生年金健康保険 労働保険 【預り金計】	161,284 98,381 28,105 34,798 161,284
未 払 法 人 税 等	・道税事務所	法人道市民税 【未払法人税等計】	20,000 20,000
<b>流動負債合計</b>			181,284
<b>(固定負債)</b>			
退職給付引当金			1,298,620 1,298,620
<b>固定負債合計</b>			1,298,620
<b>負債合計</b>			1,479,904
<b>正味財産</b>			17,896,047

# 事務局からのおしらせ

## 会のうごき

平成29年 4月～6月

月 日	行 事	会 場
4 月	4(火) 役員選考委員会	アサヒビール園会議室
	7(金) 第12回全国女性フォーラム鹿児島大会	城山観光ホテル
	17(月) 総務委員会	アサヒビール園会議室
	21(金) 青年部会正副部会長会議	事務局
	21(金) 女性部会正副部会長会議	華扇
	24(月) 第1回青年部会役員会	ホクノービル会議室
	26(水) 青年部会連絡協議会正副部会長会議	マイステイズプレミア札幌パーク
	27(木) 第1回 理事会(決算報告)	アークシティホテル
5 月	12(金) 第1回 道法連理事会	モントレーエーデルホフ
	17(水) 平成29年度女性部会 定時総会 記念講演『心を動かす言葉の力』 講師 フリー・アナウンサー 橋本登代子 氏	札幌パークホテル
	18(木) 少年選抜野球大会 打合せ会	アークシティホテル
	19(金) 江別支部 平成28年事業報告会 青年部会連絡協議会定時総会	はやし
	22(月) 税制委員会	アサヒビール園会議室
	社会貢献委員会	ホテルエミシア札幌
	23(火) 女性部会連絡協議会定時総会	札幌パークホテル
	青年部 定時総会	
	24(水) 記念講演 ~実務・経営セミナー~ 講師 (株)エフアンドエム 市川 賢 氏	マイステイズプレミア札幌パーク
	29(月) 平成29年度通常総会	ホテルエミシア札幌
6 月	1(木) 全道事務局連絡会議	すみれホテル
	2(金) 青年部会正副会長会議	マイステイズプレミア札幌パーク
	7(水) 第2回女性部会役員会	札幌パークホテル
	第2回青年部会役員会	マイステイズプレミア札幌パーク
	8(木) 道法連 税制委員会	モントレーエーデルホフ
	13(火) 道法連 通常総会	ニューオータニイン
	23(金) 全道青年の集い 帯広大会	帯広市民文化ホール
	組織委員会	アークシティホテル
	26(月) 広報・研修 合同委員会	アークシティホテル
	支部役員会	山の猿
	28(水) 総務・税制合同委員会	アークシティホテル
	厚生委員会	大同生命会議室
	29(木) 札幌5法人会女性部会長会議	すみれホテル



### 青年部会・女性部会 記念講演会開催

各部会の平成29年定時総会で、記念講演会を開催し、部会員と一般参加を募り、記念講演会を開催した。

#### ○女性部会 5月17日 札幌パークホテル

テー マ 「心を動かす“言葉の力～TONちゃん直伝！コミュニケーションの鍛え方」  
講 師 フリー・アナウンサー 橋本登代子 氏

#### ○青年部会 5月24日 ホテルマイステイズプレミア札幌パーク

テー マ 「10年先も勝ち残るために大切な3つの事」  
講 師 (株)エフアンドエム／中小企業コンサルティング 事業本部  
東日本コンサルタントグループ 部長 市川 賢 氏

なお、定時総会では、新部会長が選任された。 青年部会長 野地 秀一 (株)ホウノー  
女性部会長 林 和子 (株)曲メ林数男商店

## 第54回 税制改正提言全道大会 北見大会開催のお知らせ

9月29日（金）北見市において、第54回税制改正提言全道大会が開催されます。詳細・申込につきましては、同封のご案内をご覧ください。

- 登録料11,000円は、会で負担致します。
- 若干ですが、交通費の補助があります。
- 参加ご希望の方は、後日JR、宿泊等の手配について事務局よりご案内致します。

ご質問等は、事務局までご連絡ください。



## 社会貢献活動のご案内

今年も、地域のお祭りに参加し、社会貢献活動を行います。  
ぜひ、皆様のご参加をお待ちしております。  
※スタッフとしてお手伝いいただける方は、事務局までご連絡ください

### 7月15日～16日 第42回 白石ふるさとまつり

**【会場】** 川下公園(白石区川下2651番地)

“けんたくんと税金クイズに挑戦”来場した児童対象に簡単な税金クイズを行います。



### 7月28日～29日 第28回 厚別区民まつり

**【会場】** サンピアザお祭り広場

チャリティ募金活動で、揚げたてのコロッケを販売致します。



### 7月・8月 子ども盆踊り大会

**【会場】** 7月29日 豊幌小学校グラウンド

**【会場】** 8月15日 旭公園 (JR野幌駅前)

参加児童に、税の啓蒙品他、参加署配布



# 日本公庫からのお知らせです!!

日本政策金融公庫 国民生活事業は、設備資金や運転資金のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをしております

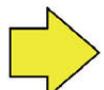
- ✓ 幅広い業種の事業を営む方にご利用いただけます。
- ✓ 新たに事業を始める方にもご利用いただけます。
- ✓ 無担保・無保証人での融資を取り扱っています。
- ✓ 長期のご返済で、利息は固定金利です。



## ご利用の手続き ~お申込いただく前に、お気軽にご相談ください~

### お申込み

- ◎ご提出していただく書類は次のとおりです。
- \***借入申込書**
  - \***決算書（2期分）、試算表**
  - \***企業概要書**（はじめてご利用される方）
  - \***設備資金**の場合は、**見積書**
  - \***法人の方**は**履歴事項全部証明書**



### ご面談

- ◎事業の計画などについてお伺いします。  
◎営業状況（計画）や資産・負債のわかる書類をご準備いただきます。  
◎店舗や事務所をお訪ねすることがあります。

1週間  
程度



### ご融資

- ◎ご契約の手続きが終わると、ご融資金は、ご希望の銀行等の口座へ送金いたします。

2週間  
程度

※日数はおおよその目安です。

### ご紹介する融資制度の例

資金名	経営環境変化資金	企業活力強化資金
ご利用いただける方	売上が減少するなど業況が悪化している方	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など
ご融資額（うち運転資金）	4,800万円以内	7,200万円以内（4,800万円以内）
ご返済期間（うち据置期間）	設備 15年（3年）以内 運転 8年（3年）以内	設備 20年（2年）以内 運転 7年（2年）以内
利率（年）	基準利率、特別利率R	基準利率、特別利率A・B・C
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

(注) 中心市街地活性化法第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等に限ります。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

## お子さまの未来に

～国の教育ローンがお手伝い～

大学、高校、専修学校、各種学校の入学・在学に必要な資金をご融資します。



日本政策金融公庫

札幌支店 国民生活事業

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センター3F

☎011-231-9132

日本公庫

検索

